

広島市社会教育委員会議に関する関係法令（抜粋）

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）

第 3 章 社会教育関係団体

（審議会等への諮問）

第 13 条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 8 条に規定する機関をいう。

第 51 条第 3 項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

第 4 章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

広島市社会教育委員条例（昭和 27 年広島市条例第 2 号）

（委員の設置）

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年 6 月 10 日法律第 207 号）第 15 条の規定により、広島市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委員の委嘱の基準）

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（委員の定数）

第 3 条 委員の定数は、20 人以内とする。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。但し、補欠により委嘱せられた委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、特別の事情があるときは、任期中といえども委員を解嘱することができる。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるものの外、委員の会議その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

広島市社会教育委員会議規則（昭和 27 年広島市教育委員会規則第 8 号）

（目的）

第 1 条 この規則は、広島市社会教育委員条例（昭和 27 年広島市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基き、会議に必要な事項を定めることを目的とする。

（議長及び副議長）

第 2 条 会議に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は委員の互選とし、その任期は 1 年とする。但し、再選をさまたげない。

3 議長は、会議をつかさどる。

4 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときはその職務を代理する。

5 議長及び副議長ともに事故あるとき、又は、議長及び副議長ともに欠けたときは、年長の委員が臨時に議長の職務を代理する。

（会議の招集及び議決の方法）

第 3 条 会議は、必要の都度議長が招集する。

第 4 条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（雑則）

第 5 条 この規則に定めるものの外、必要な事項は、議長がこれを定める。